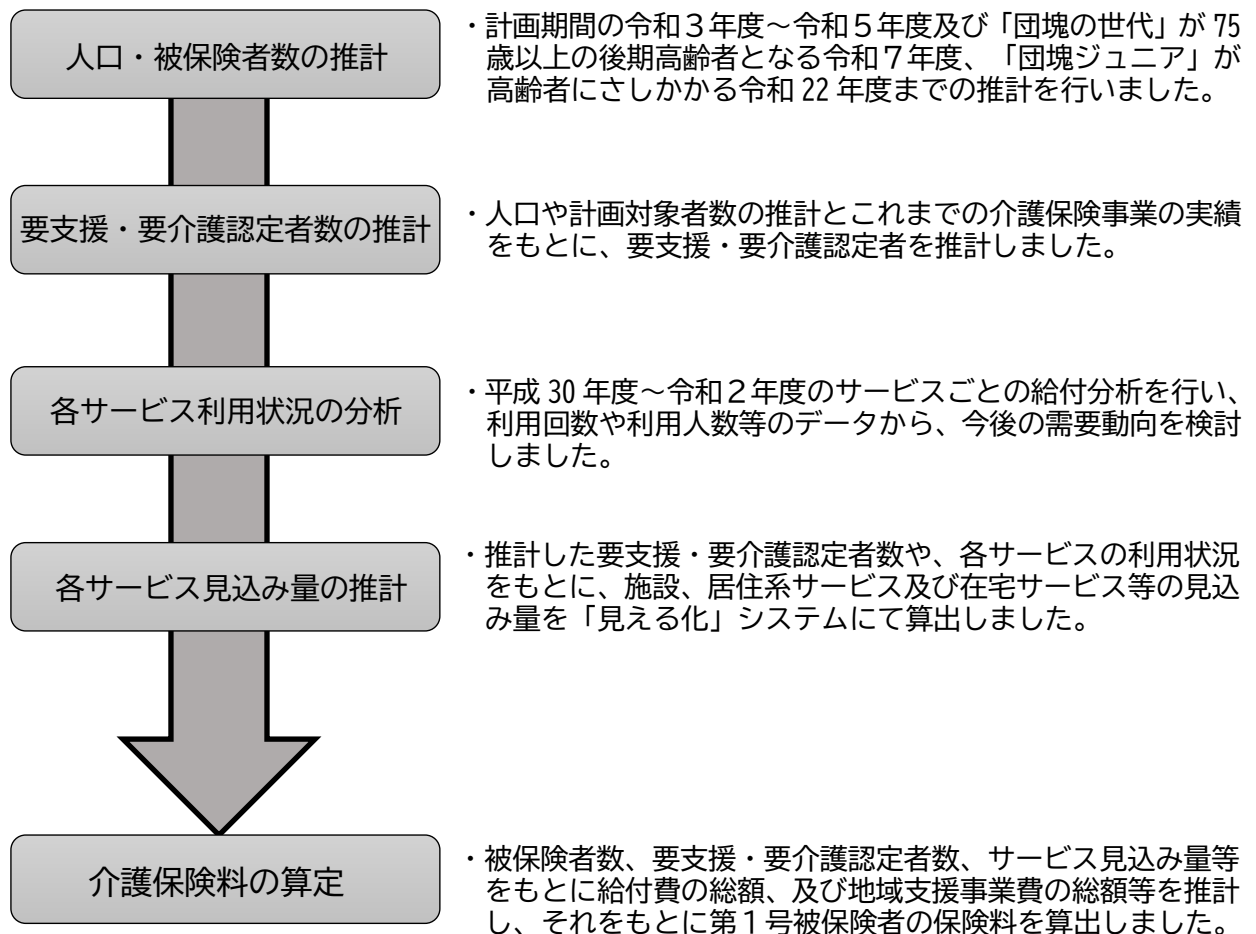


## 第6章 介護保険給付等の見込みと保険料

### 1 介護保険サービス給付費の見込み

#### (1) サービス量の算定手順

令和3年度～令和5年度の介護保険事業にかかる事業費及び第1号被保険者の保険料は、以下の流れに沿って算出しています。



## (2) 介護サービス給付費の見込み額

(単位：千円)

サービス名称	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
(1) 居宅サービス					
①訪問介護	121,136	125,338	128,459	126,916	177,952
②訪問入浴介護	8,291	9,171	9,171	8,295	12,443
③訪問看護	45,064	47,103	48,061	48,063	66,539
④訪問リハビリテーション	4,067	4,070	4,070	4,070	6,136
⑤居宅療養管理指導	13,122	13,641	14,265	13,994	19,482
⑥通所介護	380,584	394,380	402,797	414,308	557,138
⑦通所リハビリテーション	67,558	72,790	73,446	73,711	100,380
⑧短期入所生活介護	259,520	261,702	270,827	249,959	353,678
⑨短期入所療養介護(老健)	17,354	19,424	20,972	18,911	25,789
⑩短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
⑪短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
⑫福祉用具貸与	52,899	55,515	57,081	57,619	79,285
⑬特定福祉用具購入費	1,846	1,846	1,846	1,610	2,961
⑭住宅改修費	6,959	6,959	6,959	6,959	12,537
⑮特定施設入居者生活介護	65,584	70,673	75,173	75,173	108,586
(2) 地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型	1,193	1,193	1,193	1,193	2,386
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	56,438	56,469	58,344	61,579	83,197
④認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	42,504	45,690	45,690	53,613	83,583
⑥認知症対応型共同生活介護	83,924	83,971	147,571	150,769	212,503
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	94,072	94,124	94,124	110,340	158,787
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
①介護老人福祉施設	475,388	475,652	478,852	556,743	804,627
②介護老人保健施設	279,406	273,262	273,262	323,255	449,359
③介護医療院(介護療養型医療施設を含む)	24,600	24,613	24,613	32,870	45,098
(4) 居宅介護支援	110,413	115,347	117,572	121,313	163,504
介護給付費計(小計)	2,211,922	2,252,933	2,354,348	2,511,263	3,525,950

資料：厚生労働省「見える」化システム(年間累計額)

### (3) 介護予防サービス給付費の見込み額

(単位：千円)

サービス名称	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
(1) 介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	8,000	8,628	8,628	8,900	10,927
③介護予防訪問リハビリテーション	703	704	704	704	1,056
④介護予防居宅療養管理	1,284	1,285	1,285	1,389	1,568
⑤介護予防通所リハビリテーション	13,611	14,119	14,893	15,168	18,267
⑥介護予防短期入所生活介護	260	260	260	260	260
⑦介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	5,899	6,067	6,343	6,849	8,258
⑪特定介護予防福祉用具購入費	513	575	575	894	894
⑫介護予防住宅改修費	4,800	6,000	6,000	6,000	6,000
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	9,117	9,122	10,331	10,331	13,409
(2) 地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	4,022	4,024	4,024	2,627	3,633
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	7,861	7,918	8,295	8,834	10,666
予防給付費計（小計）	56,070	58,702	61,338	61,956	74,938

資料：厚生労働省「見える」化システム（年間累計額）

### (4) 総給付費見込み額

(単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
介護サービス給付費 計	2,211,922	2,252,933	2,354,348	2,511,263	3,525,950
介護予防サービス給付費 計	56,070	58,702	61,338	61,956	74,938
総給付費	2,267,992	2,311,635	2,415,686	2,573,219	3,600,888

資料：厚生労働省「見える」化システム（年間累計額）

## (5) 標準給付費見込み額

介護サービス及び介護予防サービスの総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合計した標準給付費の見込み額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
総給付費	2,267,992	2,311,635	2,415,686	2,573,219	3,600,888
特定入所者介護サービス費等給付額	67,128	63,154	65,157	68,383	89,995
高額介護サービス費等給付額	60,915	47,834	49,591	52,989	69,750
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,400	8,500	8,600	6,343	8,350
算定対象審査支払手数料	1,900	1,940	2,018	2,152	2,833
標準給付費見込み額	2,406,335	2,433,063	2,541,052	2,703,086	3,771,816

資料：厚生労働省「見える」化システム（年間累計額）

## (6) 地域支援事業費見込み額

総合的に介護予防を推進するための介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業にかかる事業費を合計した地域支援事業費の見込み額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R22年度
地域支援事業費	153,018	161,251	167,896	155,133	158,078
うち介護予防・日常生活支援総合事業	104,139	106,550	110,200	104,546	101,950
うち包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	39,447	44,230	46,550	40,666	46,207
うち包括的支援事業（社会保障分）	9,432	10,471	11,146	9,921	9,921

資料：厚生労働省「見える」化システム（年間累計額）

## 2 第1号被保険者の保険料

### (1) 第1号被保険者の保険料の設定

本計画では、介護保険法で標準となっている9段階を10段階に細分化し、以下のとおり、被保険者それぞれの負担能力に応じたきめ細かな保険料の段階設定を行います。

所得段階	対象者		保険料率の設定
第1段階	市町村民税 世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.30
第2段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.50
第3段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.70
第4段階	市町村民税 世帯課税 本人非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.90
第5段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00
第6段階	市町村民税 本人課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上の人	1.80

### (2) 第8期計画における第1号被保険者の保険料基準額

介護保険事業にかかる費用は、その50%を公費（国、県、町）、残りの50%を第1号被保険者と第2号被保険者から徴収する保険料でまかっています。

また、保険料負担割合は3年ごとに見直され、本計画期間において、第1号被保険者は、全体額の23%を負担することが定められています。

**第1号被保険者の保険料基準額**

**月額 5,980 円**